

2010（平成22）年4月12日

JFR カード株式会社 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖
〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228
URL <http://hyogo-c-net.com>
〔本件に関するお問い合わせ先〕
神戸合同法律事務所
弁護士 辰巳 裕規
電話 078-371-0171・FAX078-371-0175

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動等を行うことを目的とし、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申し入れいたします。

つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1ヶ月以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社が「DAIMARU CARD/マツザカヤカード<VISA/MasterCard>会員様」宛に告知した平成22年2月付け「会員規約改定のお知らせ」において、平成22年5月15日締分から適用するとしている「ショッピングのリボルビング払いの手数料率」の改定（【改定前】実質年率9.6%【改定後】14.4%）について、少なくとも平成22年5月15日時点での残高に対して改訂後の手数料率を適用するとの条項の使用を中止するよう求めます。

第2 申入れの理由

- 1 貴社は、平成22年2月付「会員規約改定のお知らせ」と題する書面を「DAIMARU CARD/マツザカヤカード<VISA/MasterCard>会員」宛に送付し、また同様の告知文をホームページに掲載し、ショッピングのリボルビング払いの手数料率を平成22年4月15日付けで改定し、現行の実質年率9.6%から年率14.4%にま

で引き上げる旨を告知しています（以下、本件手数料改定告知といいます）。

- 2 貴社の会員規約では、ショッピングのリボルビング払いの手数料率については必ずしも判然としないものの、本件手数料改定告知や会員規約第30条(3)⑥<リボルビング払いのお支払い例>、ホームページの記載などに鑑みれば、貴社はこれまでリボルビング払いの手数料率を実質年率9.6%と定め、これを実施してきたと認められます。これを会員たる消費者の合意によらずに一方的に変更することは「契約は守られなければならない」との民法の原則上大いに問題があると考えます。確かに貴社の会員規約には金融情勢の変化等により手数料率を変更することがある旨の規定は存しますが(第27条(2))、かかる規定は民法の原則に比し、消費者である会員に一方的に不利益な条項であることは明らかですから消費者契約法10条に抵触する可能性が極めて高いと考えられます。特に、約5%近い大幅な手数料率の上昇を正当化するに足る金融情勢の変化等の事由もおよそ見あたりません。
- 3 そして本件手数料改定告知において看過できないのは、手数料率の改定が改訂後に利用したクレジット代金について適用されるだけでなく、規約改訂日である平成22年4月15日以前に利用したクレジット代金についても同年5月15日時点で残高がある場合には全ての残高について改訂後の手数料率が適用される点にあります。「手数料」が、立替払に対する事務負担の対価であるならば、既に立替払は終了しているのですから、これが事後的に一方的に値上げされる理由はありませんし、クレジット代金利用に対する「利息」であると理解しても、立替払申込時において実質年率9.6%という利率によることが合意されていた以上、これを事後的に一方的に不利益に変更することはやはり許されません。会員規約第27条(2)では改訂後の手数料率が利用残高の全額に適用される旨の規定が存しますが、少なくとも平成22年4月15日時点で既に利用されたクレジット代金に対する手数料はすでに会員規約に基づいて確定的に発生したものである以上、これを事後的に不利益に変更することを許容する規定は消費者の利益を一方的に侵害する条項としてやはり消費者契約法10条に基づき無効であると言わざるを得ません。
- 4 なお、規約改定の告知後にカードを利用した場合に、改定された規約を承諾したものとみなすとしている会員規約第15条についても、契約は当事者の自由な意思に基づく承諾の意思表示がなければ成立しないという民法の大原則に違反するものであり、このような条項もおよそ拘束力を有するものではありません。
- 5 貴社のクレジットカードは、主として大丸等百貨店で買い物をする消費者に利便性を提供するものとして多くの人々に利用され続けてきました。しかるに本件利率改定告知の様に消費者に予期せぬ高額の手数料を一方的に課す扱いをすることは非常に残念でなりません。消費者の予測可能性を損なわないように少なくとも平成22年4月15日までに利用されたクレジットについてだけでも改定前の利率である実質年率9.6%を引き続き適用されるように、改訂後の実質年率14.4%を適用しないように要請する次第です。

よって、当法人は貴社に対し、「申入れの趣旨」記載のと通りの申入れをします。